

国津地区地域づくり委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、国津地区地域づくり委員会(以下「委員会」)という。

(目 的)

第2条 委員会は、名張市地域づくり組織条例の主旨に基づき国津地区住民の自発的な参画と協力により、活力と個性にあふれた地域づくり事業を推進し住民の創意工夫と責任によって誰もが生きいきと輝いて暮らせるふるさとづくりに努めることを目的とする。

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、くにつふるさと館(名張市神屋814-4)に置く。

(事 業)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の掲げる事業を実施するとともに必要に応じて、各区及び諸団体が開催する関係事業に対し援助を行う。

- (1)地域自治活動との連携に関すること。
- (2)名張市からの委任事業、並びに名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関すること。
- (3)地区住民の健康と福祉の増進に関すること。
- (4)地区住民相互の情報交換及び交流、親睦に関すること。
- (5)地区の生活環境の保全、改善、向上に関すること。
- (6)地区の安全、防災活動に関すること。
- (7)地区の文化活動及び生涯学習活動の推進に関すること。
- (8)その他委員会の目的達成のため必要な事業

第2章 組 織

(組 織)

第5条 委員会は、地区住民並びに委員会の趣旨に賛同する国津地区関係者並びに地区の各種団体代表者による委員で組織する。

- (1) 区 長 9名
- (2) 国津地区社会福祉担当理事
- (3) くにつふるさと館・長瀬市民センター長
- (4) 区長代理 9名
- (5) 国津財産区管理会長
- (6) 農業委員 3名
- (7) 長瀬長寿クラブ会長
- (8) 国津地区民生委員 6名
- (9) 防犯部会委員 2名
- (10) 防災部会委員 2名
- (11) 青少年育成推進委員 2名
- (12) 交通安全部会委員 2名
- (13) 体育指導員 1名
- (14) 国津地区遺族会長
- (15) 消防団国津分団長
- (16) 特別養護老人ホーム『国津園』施設長

(理 事)

第6条 委員会に次の理事を置く。

2. 区長9名の理事を置き、会長1名・副会長1名・会計1名を選任する。
3. 国津地域の福祉推進の役割を担い多様な福祉ニーズに応えるため、福祉経験者または福祉関係知識者1名を選任する。
ただし、概適任者を選任できない場合は、副会長が兼務する。

(事務局)

第7条 委員会に次の事務局（書記）を置く。

(監 事)

第8条 委員会に監事を置く。

2. 監事は、2名とし委員会の監査事務を行いその結果を総会で報告する。

(理事・監事の選任)

第9条 理事・監事の選任は次の方法による。

2. 理事及び監事は総会で選出する。

(顧問及び参与)

第10条 委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問・参与は、会長が必要と認めるとき総会に諮ってこれを委嘱する。

(理事・監事の補充)

第11条 理事・監事に欠員が生じた時は、会長は委員会に諮り補充することができる。

(理事の任務)

第12条 理事の任務は、次のとおりとする。

2. 会長は、委員会を代表し会務を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その任務を代理する。
4. 会計は、委員会の会計事務を処理する。

(理事の任期)

第13条 理事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2. 欠員により補充された理事の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会 議)

第14条 会議は、総会・理事会・委員会とし会長が招集する。

2. 総会は、委員会の最高意思決定機関とし定期総会は、毎年1回年度始めに開催するものとする。
3. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1)事業報告・収支決算報告
 - (2)事業計画案・収支予算案
 - (3)委員会会則の改正、廃止に関する事項
 - (4)その他会の運営に関する重要事項
4. 委員会は、緊急の事項を決議することができる。ただし、その議決事項は、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(議 決)

第 15 条 総会は、委員の過半数の出席により成立するものとし、総会における議決は、出席者の過半数の賛同がなければならない。ただし、出席できない委員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができ、その数は出席者数に加算する。

(議 長)

第 16 条 総会及び理事会、委員会の議長は会長があたる。

(名張市地域担当職員との連携)

第 17 条 委員会は、名張市地域担当職員の派遣を要請し、連携を密にして指導及び助言を受ける。

第 4 章 会 計

(会 計)

第 18 条 委員会の経費は、まちづくり地域交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。また、当該業務につき生じた剰余金は、契約書等の規定に基づき翌事業年度で解消します。

(会計年度)

第 19 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 から翌年 3 月 31 日までとする。

(委 任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成15年8月31日から施行する。

- ・平成16年4月24日 一部改正
- ・平成17年5月28日 一部改正
- ・平成18年5月21日 一部改正
- ・平成20年6月29日 一部改正
- ・平成21年4月19日 一部改正
- ・平成22年4月18日 一部改正
- ・平成25年4月21日 一部改正
- ・平成28年4月17日 一部改正